



予防接種には、法令で定められた「定期予防接種」と本人が希望して行う「任意予防接種」があります。お母さんが赤ちゃんにプレゼントした「病気に対する抵抗力（免疫）」は、生後6か月までにほとんどが自然に失われていきます。そのため、この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。

予防接種に対する正しい理解の下で接種を受け、お子さんを病気から守りましょう。

●**令和8年4月1日以降**に母子健康手帳の交付を受けた方●

予防接種の予診票は赤ちゃん訪問（生後2か月頃）の際にお渡しします。

生後2か月頃から接種が始まります

【藤枝市 HP 予防接種】

定期予防接種 ★無料

任意予防接種 ★おたふくかぜワクチン（一部助成）



ワクチンの種類やスケジュールについては、上の二次元コードからご確認ください

接種を受ける医療機関について

○ 藤枝市内と焼津、島田の一部医療機関で接種することができます。

右の二次元コードからご確認ください。

【医療機関一覧】



○ 定期予防接種を上記以外で受ける場合

接種の際に、市が事前に交付した「依頼書」が必要です。

下記二次元コードの申請フォームから依頼書発行申請をお願いします。

※依頼書の交付には、申請から1週間程度のお時間がかかります

市外で接種	○ 県内相互乗入れ医療機関の場合 ⇒ 医療機関に依頼書をご提出いただくことで 無料接種が可能です。 ※ 相互乗入れ医療機関かどうか不明な場合は下記へお問い合わせください そうでない場合、「県外等で接種」の手続きとなります	申請フォームは こちら 
県外等で接種	医療機関へ依頼書を持参し、一旦全額自己負担でご接種ください 翌日から1年以内に「償還払い」の手続きをすると、費用の全部または一部*が払い戻されます ※ 市の助成金額には上限があります。依頼書に同封の案内をご確認ください	

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください

藤枝市感染症対策課 ☎ 645-1112 email: corotai@city.fujieda.lg.jp